

「お墓の跡継ぎ問題とその対応方法」

1, お墓について

2, お墓の承継者とは？

3, 墓じまい・改葬について

4, お墓の承継者不在時などの対応方法

5, 墓じまいの費用

6, 改葬の仕方

7, 質疑応答

8, 永代供養墓・両家墓の見学（希望者のみ）



1. お墓について

- 先祖や故人の魂が宿り供養を受ける場所
 - 残された人が偲び祈る場所
 - 先祖や故人の遺骨を納める場所
-
- ◇永代使用権（土地を使用する権利）売買・譲渡は禁止される
 - ◇遺骨を遺棄する事は禁止される

2. お墓の承継者とは？

- 家・土地・預金等……相続財産 相続財産を継ぐ人⇒「相続人」
- 墓地・仏壇・仏具等…祭祀財産 祭祀財産を継ぐ人⇒「承継者」

3. 墓じまい・改葬について

- 墓じまい…永代使用権を返還し、墓石を撤去・処分する事
- 改葬…お墓に入っている遺骨を、別の霊園等へ移す事

【理由】

- ・遠方にある故郷へのお墓参りの負担が大きい
- ・承継者がおらずお墓の承継が困難
- ・実家のお墓に父母など家族が入っており、遺骨を移したい

4. お墓の承継者不在時などの対応方法

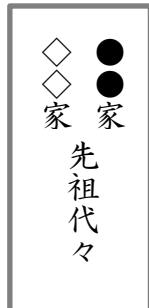
ア：子供の嫁ぎ先や親族に承継してもらう（両家墓）

メリット

墓じまいをしなくてよい

デミリット

遺骨が多い場合は承継者に後々の負担がかかる場合がある



注意点

承継者はお墓の近くに居住していないと難しく、既にお墓を持っていると断られる事が多い。棹石正面の彫刻を彫り直す必要がある。承継者へ御礼が必要な事もある。

イ：お墓の永代供養を利用

メリット

今あるお墓を当分壊さなくてよい。改葬の行政手続きが不要。

父母や先祖の入るお墓に自分も入る事が出来る事がある。

その後も自分を含めた手厚い供養とお墓の管理が行われる。

デメリット

高額な事が多い。契約期間終了後に墓じまいは行われる。

注意点

市営墓地・民間墓地・一部寺院墓地では行っていない事がある。

信頼の置ける靈園・寺院でないと不安。

ウ：何もしない

メリット

費用はかからない

デメリット

お墓はいずれ無縁となり、税金や法人負担で墓じまい及び改葬がなされる事が多い。

後、弁護士などを通して墓じまい費用・未納管理費・改葬費用などの請求を本人または親族が受ける事がある。遺骨は無縁墓等に埋葬され先祖や故人を 置く事となる。

注意点

多くの人に迷惑がかかり社会の一員として行ってはいけない

エ：永代供養墓・樹木葬・納骨堂（合同墓）

○永代供養墓：石で出来た合同のお墓

○樹木葬：モニュメントが樹木のお墓（里山型・シンボルツリー型・ガーデニング型）

○納骨堂：自動搬送式などの室内の墓苑

メリット

清掃管理や修繕負担等がない。同じ墓苑内なら行政手続きは不要

デメリット

合祀形式は遺骨が混合になる。墓参は混雑する事もある。遺骨の数により高額になる事がある。特に納骨堂は信頼のにおける法人でないと頼めない。

注意点

価格帯も幅広く選択肢も多いが、安さに飛びつくとその後のお墓参りや法要に高負担。

納骨後の供養方法や埋葬方法（骨壺・合祀・単位数等）を良く精査して決める。現在のお墓を更地にする必要あり。

オ：海洋散骨・宇宙葬（遺骨を粉にして撒く）

メリット

比較的安価・ロマンがある

デメリット

遺骨が無くなり故人の魂が宿る場所、家族・親族など関係者の祈る場所が無くなる。お墓に遺骨を入れる事だけで供養と考える日本の風習と相容れない。供養としてではなく遺骨を捨てる感覚の人も多い。

注意点

散骨してから後悔する人も一定数いる。遺骨に対する考え方の過渡期の今、流行りに乗る前に熟考する必要あり。粉にしないと違法。現在のお墓を更地にする必要あり。

カ：自宅安置

メリット

故人を身近に感じる事が出来る

デメリット

遺骨を粗末にしてしまうか、粗末に出来ずに精神的負担がかかる場合もある。遺骨の行先を次世代に先延ばしする事になる。現在のお墓を更地にする必要あり。

5. 墓じまい費用の目安

横浜市 : 1 m² ⇒ 20 万～40 万円 千葉県鋸南町 : 1 m² ⇒ 7 万～15 万円

※民間霊園・寺院は指定制度がある事が多く、立地・建墓工法により費用は変動する

6. 改葬の仕方（改葬許可証発行の手順）

はじめに

① 家族・親族と話し合う

改葬許可証を発行するための手順

② 現在納骨している霊園・寺院に打診

③ 新たな改葬先を決める

④ 墓じまい工事の石材店見積を取得する

⑤ 現在納骨している霊園・寺院が所在する行政機関に必要提出書類を訪ねる

（例）改葬許可申請書・埋葬証明書・受入証明書

⑥ 提出書類を集め、改葬許可申請書を作成する

⑦ 行政機関へ改葬許可証発行の申請手続をし、改葬許可証をもらう

遺骨の取り出しと新たな墓地への納骨

⑧ 現在納骨している霊園・寺院に遺骨の取り出し日時を予約する

⑨ 新たに納骨する霊園・寺院に改葬許可証を提出、納骨日時を予約する

※改葬手続代行業者（例）ハカトジ WORKS